



栃木県公報

平成26年
3月11日(火)
号外
第8号

目次

告示

○道路の供用開始..... 1

告示

栃木県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年3月11日から同年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
326	主要地方道 つくば真岡線	真岡市高田72-6から 真岡市高田1524-14まで	平成26年3月12日 午前10時

(道路保全課)